

## 地震及び風水害等に伴う入学試験料、入学料及び授業料の減免に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、群馬県立県民健康科学大学及び同大学院出願者、入学予定者及び学生（以下、「学生等」という。）又は学生等の学資を主として負担する者（以下「学資負担者」という。）であって災害を受け、入学試験料、入学料（以下「入学試験料等」という。）及び授業料の納付が困難な者に対して行う、群馬県公立大学法人の授業料等に関する規程第13条に規定する授業料等の減免について必要な事項を定める。

(減免の対象者及び方法等)

第2条 入学試験料等の減免は、各納付期限の日から起算して前1年以内に発生した災害で、災害救助法（昭和22年10月18日法律118号）の指定地域に居住する学生等又は学資負担者のうち、次の各号に掲げる者について全額免除又は半額免除の方法により行うものとする。

- (1) 学資負担者が死亡、行方不明又は失業した者
- (2) 学資負担者が所有し、かつ居住する家屋又は所有する店舗等に全壊又は全焼の被害を受けた者
- (3) 学資負担者が所有し、かつ居住する家屋又は所有する店舗等に半壊又は半焼以上の被害を受けた者(前号に該当する者を除く)

2 前項の減免のうち、入学試験料にあっては各号いずれかに該当する場合は全額免除し、入学料にあっては第1号又は第2号に該当する場合は全額免除し、第3号に該当する場合は半額免除する。

(減免の申請手続)

第3条 入学試験料等の減免を受けようとする者は、減免申請書（別記様式第1号）を申請に係る事由を証する罹災証明書等の公的書類に添えて、学長に提出しなければならない。

ただし、公的書類が徴せない場合には、写真等に代えることができるものとする。

2 入学試験料の減免を申請した者で、入学料の減免を追加で申請しようとする者は、前項の申請書に添付する公的書類を省略することができる。

(減免の決定)

第4条 学長は、前条の申請があった場合には、審査の上、減免の可否等を決定する。

2 学長は、前項の決定をしたときは、減免決定通知書（別記様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(減免理由の消滅)

第5条 前条により減免の決定を受けた者は、入学試験料等の減免に係る事由が消滅したときは、速やかに辞退届（別記様式3号）を提出しなければならない。

(減免決定の取消)

第6条 学長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、入学試験料等の減免を取り消すものとする。

(1) 前条の辞退届の提出があった場合

(2) 虚偽の申請により減免の決定を受けたものであることが判明した場合

(3) 減免を受けている者が群馬県立県民健康科学大学学則（群馬県公立大学法人規則第6号）第38条又は群馬県立県民健康科学大学大学院学則（群馬県公立大学法人規則第7号）第36条に基づく懲戒処分を受けた場合

(4) 前条の辞退届の提出を怠った場合

2 学長は、前項の取消をした場合には、減免決定取消通知書（別記様式第4号）により本人に通知するとともに、期日を指定して当該減免の取消に係る入学試験料等の全額を徴収する。

(入学試験料等の返還)

第7条 学長は第4条により減免の決定を受けた者で、既に入学試験料等を納めた者に対して、入学試験料等を返還できるものとする。

(大規模災害等における授業料の特例)

第8条 学長は大規模災害等が発生した場合には、理事長と協議の上、災害発生日以降に納入期限が到来する最初の学期の授業料を減免することができる。

この場合の大規模災害とは、これにより被災し修学困難な学生に対する経済的支援について文部科学省から通知があったものとする。

2 前項の授業料減免については、第2条から第7条を準用する。

(高等教育修学支援制度の優先)

第9条 高等教育の修学支援に関する法律による授業料等の減免（以下「法による減免」という。）の対象となる入学予定者及び学生が減免の申請を行った場合には、法による減免後の入学料及び授業料の額に対し、本要領による減免を行う。

(報告)

第10条 学長は、年度中の入学試験料等の減免の状況について取りまとめ、翌年度の4月10日までに理事長に報告する。ただし、前期授業料に対して減免を実施した場合、当該年度10月10日までに理事長に報告することとする。

(協議)

第11条 学長は、この要領の取扱いにより難しい事態が生じたときは、理事長に協議する。

(改廃)

第12条 この要領の改廃は、教育研究審議会及び大学運営会議の議を経て、学長が行う。

(その他)

第 13 条 この要領に定めるもののほか、入学試験料等の減免の実施について必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 31 年 2 月 6 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 3 月 4 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。